

所管部課	企画財政部 企画政策課		部長	神山 尚	
件名	東大和市職員定数条例の一部を改正する条例について				
	区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関	市長部局各部、教育委員会各部			
1 要旨					
<p>令和5年4月1日付の組織改正に向け、職員定数を見直すものである。</p> <p>(1) 改正理由 学校統合・再編や学校施設の更新が本格化することを踏まえ、令和5年4月1日付の組織改正により職員体制を整備するため、教育委員会の施設担当（教育施設担当課長及び教育総務課施設係）と市長部局の建築課の兼任を解き、教育総務課施設係に専任職員を配置するとともに、新たに学校施設更新等担当課長や新校開設担当課長を設置することから、職員定数を改める。</p> <p>(2) 改正内容 別表中、以下の改正を行う。 ① 市長の事務部門の職員定数「390人」を「385人」に改める。 ② 教育委員会の職員定数「75人」を「80人」に改める。</p> <p>(3) 施行日 令和5年4月1日</p> <p>(4) 影響及び効果 令和5年4月1日付の組織改正後の職員体制に沿った職員定数となる。</p>					
2 経過（現時点に至るまでの経過）					
文書課審査済み。					
3 留意事項（問題点等）					
4 主管部処理案（検討結果等）					
令和5年第1回東大和市議会定例会に議案として提出したい。					
5 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。